

# 秋田県有機農業推進計画 (第3期)

令和8年3月27日  
秋 田 県

## 第1 計画策定の趣旨及び目的

農業は、食料の供給のほか、環境や生物多様性の保全など様々な機能を有しているが、近年、化学肥料や農薬へ過度に依存した生産活動の増大等により環境への影響が懸念され、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保が重要となってきている。

一方、食に対する消費者ニーズは、「安全・安心」が最も重要な要素となっているほか、地球温暖化や生物多様性など環境に対する関心の高まりから、化学肥料や農薬の使用量を極力抑えた農産物の供給が求められている。

本県では、古くから環境にやさしい農業が推進されてきており、平成12年には「秋田県特別栽培農産物認証制度」を創設・運用するとともに、平成20年には、農業団体と一体となって「あきたe c oらいすプロジェクト」を開始し、減農薬栽培米を全県に普及させるべく取り組んでいる。

とりわけ有機農業については、1970年代に旧仁賀保町農協が有機農業運動と自給運動を呼びかけるなど長い歴史を有している。大潟村では多くの生産者がその立地を生かして水稻や大豆の有機栽培に取り組み、全国有数の有機農業実践地域となったが、高齢化等による労力不足により、近年は面積が漸減している。その他の市町村でも個々の取り組みにとどまっており、その結果、県別有機JASほ場面積は、かつては全国2位に位置していたが、令和5年度には9位となり、減少傾向にある。

国は平成18年に「有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という。）」を制定、翌年には「有機農業の推進に関する基本的な方針」を公表し、有機農業の全国的な推進を図ってきた。令和2年4月に新たな基本方針を策定・公表し、令和12(2030)年までに有機農業の取組面積を6万3千haまで増やす目標を設定した。また、令和3年度に策定した「みどりの食料システム戦略」では2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積割合を25%（100万ha）に拡大する目標を設定するとともに、翌令和4年度に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下、「みどりの食料システム法」という。）」を制定し、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等を推進してきた。

本県では、令和2年に第2期秋田県有機農業推進計画を策定するとともに、令和4年に策定した県政運営の指針「新秋田元気創造プラン」、及び「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」において、目指す姿の一つ「農業の食料供給力の強化」のための施策の方向性として有機農業や減農薬・減化学肥料栽培等の普及拡大に取り組んできた。

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減することにより、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業政策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものであるとともに環境保全型農業の先導的な役割を期待されている。

また、近年、有機農業により生産される農産物やその加工品の市場が拡大しており、こうした市場に対応して国産による有機食品の安定供給を推進することは、需要に応じた生産供

給を図る上において重要である。

これらの情勢を踏まえ、このたび、秋田県有機農業推進計画（以下「本推進計画」という。）を見直し、有機農業に取り組む農業者等の自主性を尊重しながら有機農業を推進するとともに、消費者や実需者に対し有機農業について周知を一層図ることとする。さらに、本推進計画の推進により、本県における環境保全型農業の一層の発展を期するものである。

## 第2 有機農業の定義

本推進計画における「有機農業」とは、有機農業推進法第二条の定義に基づき、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を用いて行われる農業とする。

したがって、本推進計画における「有機農業」は、「日本農林規格等に関する法律（以下、JAS法）」に基づく、有機農畜産物の日本農林規格（以下、有機JAS）で規定する生産の方法に限定しないこととする。

また、本推進計画における「有機農業者」とは、「有機農業」を行う農業者のこととする。

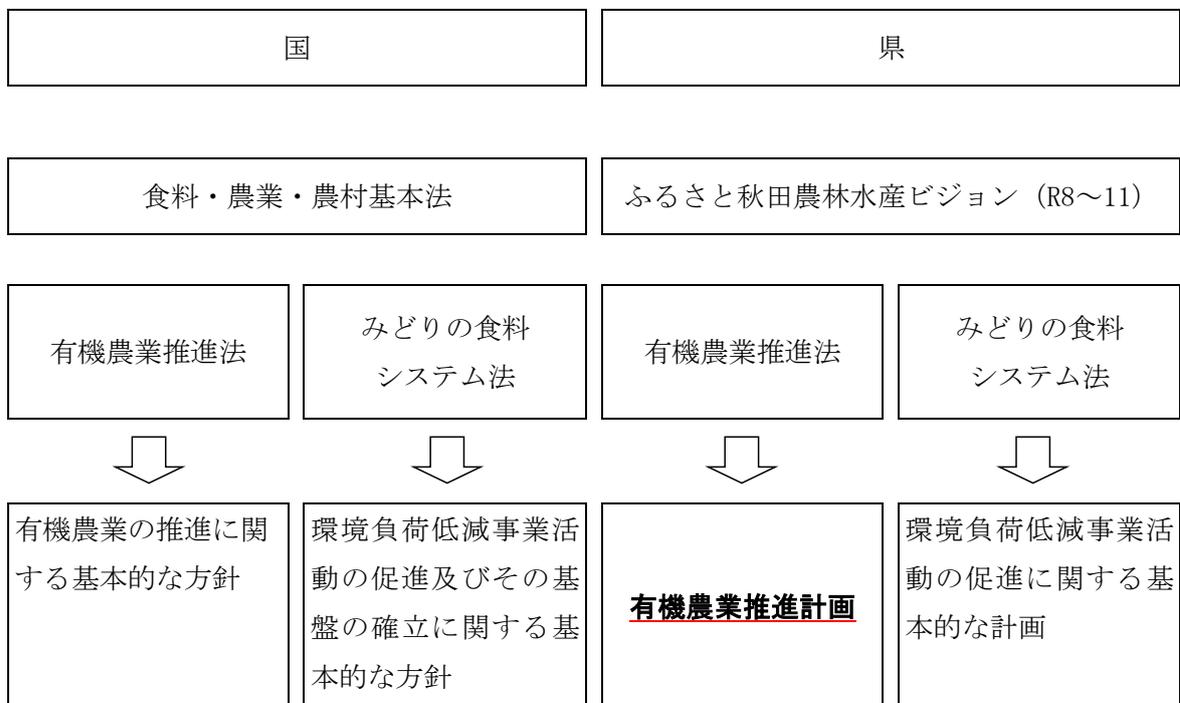
## 第3 計画期間

本推進計画の期間は、令和8年度から11年度までとする。

ただし、国の基本方針の見直しや有機農業を取り巻く情勢の変化等により、必要に応じて本推進計画の見直しを行うこととする。

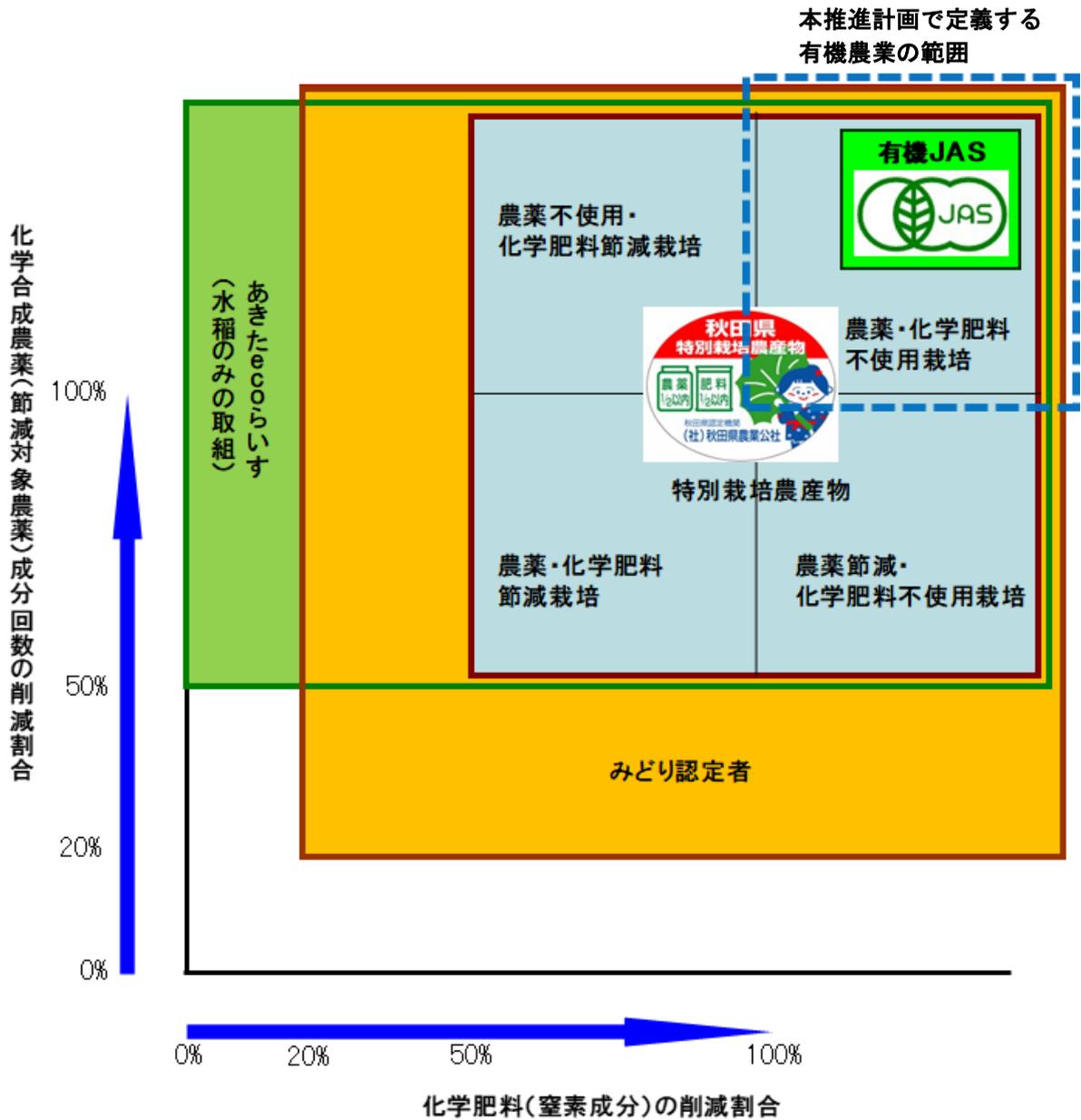
## 第4 本推進計画の位置付け

本推進計画を、本県の農林水産施策全体を網羅する基本計画である「ふるさと秋田農林水産ビジョン」における施策に位置づけるとともに、他の関係計画等と連携して推進することとする。



また、本県では、従来から環境保全型農業の推進に努めているが、下図のとおり、有機農業は、こうした環境保全型農業の各取組の該当範囲に含まれている。

このため、本推進計画では、他の環境保全型農業の取組と連携して有機農業の推進を図ることとする。



環境保全型農業の各取組の該当範囲のイメージ

## 第5 有機農業推進に関する施策の方針

### 1 基本方針

- |     |                                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 方針Ⅰ | <b>有機農業者の確保・育成と栽培面積の拡大</b><br>(新規就農者及び有機農業への転換者に向けた支援、研修体制の充実、各種支援制度の活用 等)                         |
| 方針Ⅱ | <b>有機栽培技術の開発・普及と推進体制の整備・産地づくり</b><br>(有機栽培技術の開発と普及、県の支援体制の充実、市町村の推進体制整備への支援、有機農業者の組織化及び取組に対する支援 等) |
| 方針Ⅲ | <b>実需者・消費者に向けた需要創出と販路の拡大</b><br>(商談や情報発信への支援、需要の創出と取引拡大の推進 等)                                      |
| 方針Ⅳ | <b>農業者と消費者等の相互理解の促進</b><br>(有機農業に関する情報発信、有機農業者と消費者の交流と相互理解の促進 等)                                   |

## 2 現状と課題

### (1) 有機農業の担い手数や取組面積

- 有機農業に取り組む状況については、令和5年度と平成30年を比較すると、有機農産物の経営体数が57戸（比率65%）、有機JAS認証ほ場面積が375ha（比率79%）と減少している。

〔参考：有機JASほ場面積・耕地面積割合・経営体数及び無農薬・無化学肥料栽培面積〕

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
有機JASほ場面積 (ha)	628	514	514	490	477	404	419
有機JASほ場面積/耕地面積割合 (%)	0.42	0.34	0.35	0.33	0.32	0.27	0.29
有機農産物の経営体数 (戸)	101	96	90	89	88	79	69
無農薬・無化学肥料栽培面積 (ha)	73.8	77.9	85.0	91.4	80.3	78.2	66.4

R3	R4	R5	R5-H30	R5/H30比
408	402	375	▲102	79%
0.28	0.27	0.26	▲0.06	81%
67	59	57	▲31	65%
66.2	42.3	64.5	▲15.8	80%

※農林水産省HP、無農薬・無化学肥料栽培面積は県農業公社の特別栽培認証分

### (2) 有機農業を目指す新規就農者や既存農業者等への対応

- 有機農業は、病虫害の発生等による影響を受けやすく、栽培方法も作目や地域条件によって異なることから、技術の習得が難しく、品質や収量及び経営の安定に一定の年数がかかる。
- 新規就農者や定年帰農者などで有機農業に興味を示す者がいるものの、就農に向けて条件に合った農地の確保、栽培技術の習得、販売先の確保等、慣行栽培よりも難易度が高い。
- 新たに有機農業に取り組む者に対しては、環境保全型農業直接支払交付金やみどりの食料システム戦略推進交付金（以下、「みどり交付金」という。）等、支援措置が用意されている。

### (3) 有機農業に関する労働力確保、技術開発・普及

- 水稻の有機栽培においては、雇用者等の高齢化などにより除草に必要な労働力の確保が難しくなっており、取組面積が減少している。また、自動抑草ロボ（アイガモロボ）や乗用除草機が徐々に普及しているが、除草技術全体の体系化には至っていない。
- 一般的に、有機農業は、慣行栽培と比較して収量が低く、品質の変動も大きいいため、安定生産のための技術確立が必要となっている。
- 有機栽培技術は、有機農業者個々の経験に基づく創意工夫によるものが大きいですが、一方

で、有機農業者同士、又は行政及び試験研究機関との栽培技術や経営手法に関する情報交換の機会が少ない。

- 県内における有機農業の取組の大部分は水稻・大豆が占めており、野菜や果樹については、労力がかかるほか病虫害防除対策が難しいため取組は少ない。
- 指導者側において、有機農業の栽培技術や認証手続き等に関する知識・情報が不足している。

#### (4) 有機農業の生産体制（機械等の整備、組織化、産地づくり等）

- 大潟村や横手市など一部地域では、共同で利用可能な堆肥散布機や堆肥製造施設などの導入・整備が進んでいるが、その他の多くの地域では、依然として導入が進んでいない。
- 大潟村、秋田市など一部の地域では、有機農業関係の部会が組織化されているが、その他の多くの地域では有機農業者が点在、又はリーダーが不在のため、組織化や産地づくりが進んでいない。
- 大潟村では、有機JASの認証を受けた有機農産物小分け業者が存在し、販売の仲介役を担っているが、ほとんどの地域では、販路を、有機農業者が自ら開拓しなければならず、有機農業拡大の阻害要因になっている。

#### (5) 実需者等への安定供給と消費者ニーズに合わせた対応

- 有機農産物の生産量が少なく、実需者等への安定供給が難しい。一方で有機農産物の需要は高まっている。
- 県内外における実需者からの有機農産物の需要情報を掴んでおらず、単発な取引で終わるケースが多い。
- 有機JAS認証を受けていない有機農業者は、農産物に「有機」等の表示ができないため、有機等の表示以外の方法で流通販売業者や消費者に有機栽培を伝える必要がある。
- 有機農業者と実需者等との商談やマッチングの機会が少ないことに加え、安全・安心志向の消費者をターゲットとした情報発信が必要となっている。
- 近年、SNS等を利用した情報発信や直接販売が多くなっており、消費者や実需者のニーズに合わせたきめ細かな対応が求められている。

#### (6) 農業者と消費者等との相互理解の醸成

- 有機農業は、化学合成農薬や化学肥料を使用しない環境負荷の低減に配慮した農業であり、生物多様性の保全や地球温暖化防止対策にも寄与している点等について、消費者への正確な情報発信を行うとともに科学的根拠に基づく理解を深めてもらう必要がある。
- 有機農業者と消費者（又は実需者）との交流の機会が少なく、消費者への訴求や、理解の醸成が不足している。
- 有機農業について、食育、地産地消、グリーン・ツーリズム等の活動と絡めた啓発活動事例が少ない。

### 3 施策の展開方法

#### (1) 有機農業者の確保・育成と栽培面積の拡大

##### ア 新規就農者及び有機農業への転換者に向けた支援

(ア) 有機農業を希望する新規就農者に対しては、公益社団法人秋田県農業公社や、市町村、県等、関係機関がそれぞれ連携し、きめ細かな就農相談や情報提供に努めるほか、認定新規就農者制度、農業次世代人材投資資金及びみどり交付金等の活用について誘導を図りながら、有機農業者として定着できるよう支援する。

(イ) 慣行農業からの転換者に対しては、各種の研修制度、事業・制度、栽培技術などのきめ細かな相談や情報提供に努め、有機農業者として定着できるよう支援する。

##### イ 研修体制の充実

(ア) 有機農業に関する団体・組織等と連携し、研修会やセミナー等の開催により情報提供や技術習得の促進を図る。

(イ) 有機農業技術を習得するための実践的な研修が受けられるよう、県内外の先進的な農業者及び生産組織やグループによる受入体制づくりに努める。

##### ウ 有機農業者への各種支援制度の活用

(ア) 有機 J A S 認証を取得していない有機農業者に対し、認証取得を支援する制度（みどり交付金等）の活用を促す。

(イ) 既に有機農業に取り組んでいる農業者に対し、みどりの食料システム法に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定（以下「みどり認定」という。）や農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営改善計画」の認定を促し、みどり交付金等各種支援制度の活用により、地域の担い手となる有機農業者の育成と営農環境の整備づくりを行う。

(ウ) 有機農業の生産活動は、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高いことから、目的を同じくする国の「日本型直接支払制度（環境保全型農業直接支払）」や、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下、「J-クレジット制度」という。）」の積極的な活用を促す。

#### (2) 有機栽培技術の開発・普及と推進体制の整備・産地づくり

##### ア 有機栽培技術の開発・普及等、県の支援体制の充実

(ア) 有機農業者が有している栽培技術について、実態調査を行うとともに、試験研究機関における検証を行い、育苗管理、雑草対策など有機栽培の課題となるポイントをまとめた栽培マニュアルを作成し、有機農業指導員が技術指導する際に活用できるようにする。

(イ) 有機農業者からの相談に対して、各地域振興局農林部農業振興普及課に配置している有機農業指導員が、栽培技術のほか、認証取得の手続き等についてもきめ細かく対応する。また、引き続き、有機農業の円滑な普及を図るため、有機農業指導員の育成を継続するとともに、生産現場における課題を把握し、関係機関が連携して課題解決に努める。

#### イ 市町村の推進体制整備への支援

地域の実状に応じた有機農業を推進するため、みどり交付金などの各種支援制度の活用や、有機農業の拡大に向けて生産から消費まで一貫した取組を地域ぐるみで進めるオーガニックビレッジの取組を働きかけるとともに、「日本型直接支払制度（環境保全型農業直接支払交付金）」の活用を推進する。

#### ウ 有機農業者の組織化及び取組に対する支援

地域の「有機栽培研究会（仮称）」の設立により、有機農業者間の技術情報や知見の共有・交換を促進するとともに、有機農業者同士の連携や実践的な研修会の開催による栽培技術の向上を図る。また、生産品目の拡大やロットの確保、販売を見据えた計画的な生産など有機農産物の生産・流通体制の強化に向け、随時、情報収集を図り各種支援制度等の活用を検討する。

### (3) 実需者・消費者に向けた需要創出と販路の拡大

#### ア 商談や情報発信等への支援

有機農業者及びJAグループなどの組織に対し、実需者との商談会や情報交換会への参加を呼びかけるほか、県のアンテナショップなどを活用し首都圏等における情報発信に努め、有機農産物の販路拡大を図る。

#### イ 需要の創出と取引拡大の推進

(ア) 有機農産物の取引拡大を図るため、農業者の有機JAS認証の取得を推奨するとともに、集荷団体に対して有機農産物小分け業者の認証取得を促すなど、販売先の確保も含めた産地づくりを推進する。

(イ) 有機農業者に対し、量販店のインショップや直売所等における地域内流通の取組を働きかける。

(ウ) 市町村や教育庁等と連携し、学校給食において有機農産物等の利用促進を図る。

(エ) 市場流通に加え、マッチングなどにより食品製造業者等に加工原料として直接取引する

可能性を模索し、加工品向けの需要創出や販路拡大を図る。

(オ) 県と繋がりのある企業等と連携し、新たな需要を調査するほか、消費者へ有機農業の特徴について訴求を図りながら、マッチングの機会を増やし販路開拓を促進する。

#### (4) 農業者と消費者等との相互理解の促進

##### ア 有機農業に関する情報発信

本県の有機農業の取組状況や有機 J A S 認証制度について、ホームページや各種パンフレット等により P R を図る。

##### イ 有機農業者と消費者の交流による相互理解の促進

(ア) 有機農業者組織による有機農産物の販売可能な各種イベント等と連携し、消費者と有機農業者が直接交流し、相互理解を促進する取組につなげる。

(イ) 消費者の理解促進を図るため、食育、地産地消等の活動と連携しながら、SNS 等も活用して有機農業に関する消費者への啓発を推進する。また、地域交流や農業体験等のグリーン・ツーリズム、観光業との連携などにより、持続可能な社会に貢献する有機農業の役割などについて、消費者の理解を得る。

#### 4 有機農業の推進体制

##### (1) 県域の推進体制

団体・機関名	役割
秋田県有機農業推進会議	有機農業者、消費者、学識経験者、流通業者、農業関係団体、認証機関、庁内各課、試験研究機関等で構成し、構成員の意見を踏まえ推進を図る。
有機栽培研究会（仮称）	現地検討会等により有機農業者間の技術共有や情報交換を推進し、技術向上や情報共有を図る。
有機農業関係団体（秋田県有機農業推進協議会 等）	これまでの実績を生かしたオーガニックフェスタ等の開催により、消費者への有機農産物のPRや、有機農産物に対する意識の醸成を図る。
県域農業団体（JA中央会、全農県本部 等）	各JAの取組への支援や県域での有機農業・環境保全型農業のPRや意識醸成を推進する。
県	有機農業指導員の育成や、各種対策の実施、関係機関へのPRにより、有機農業の取組を支援する。

##### (2) 地域の推進体制

団体・機関名	役割
市町村	みどり交付金やオーガニックビレッジの取組、各種支援制度等を活用した生産から消費までの一貫した有機農業への取組を推進する。
JA等	有機栽培技術や有機農産物取扱いの可能性について検討を行う。
地域振興局（農林部農業振興普及課）	有機農業指導員による農業者からの相談対応や技術指導を行うとともに、各種支援対策や有益な情報について広くPRする。

## 5 有機農業推進計画の目標値

- 有機農業の取組拡大が実質的に評価できる指標を用いる（有機JAS等）。
- 実態調査、統計など計測可能な指標を用いる（国調査等）。

目 標	単 位	現 状		目 標	
		(R 5年度)		(R11年度)	
1 有機JASほ場面積	h a	375	8位	400	8位
2 有機JASほ場面積／耕地面積の割合	%	0.26	—	0.28	—
(参考) 全国の有機JASほ場面積／耕地面積の割合	%	0.51	—	—	—
3 有機農産物の経営体数	戸	57	26位	61	25位
4 無農薬・無化学肥料栽培面積（特別栽培）	h a	64.5	—	70.0	—

資料：農林水産省HP、秋田県農業公社資料等より

### 【参考1】秋田県のR5年度有機JASほ場面積（令和6年3月31日現在）（単位：ha）

	田	畑					その他	計
			普通畑	樹園地	牧草地	茶畑		
秋田県	282.30	93.05	93.05	0	0	0	0	375.35
(参) 全 国	3,597.51	18,091.58	6,789.21	644.05	8,853.74	1,804.59	168.08	21,815.12

資料：農林水産省HPより

※小数点以下は四捨五入されているため、合計と内訳が一致しない場合がある

### 【参考2】秋田県特別栽培農産物認証制度の認証状況（令和6年度）

年 度	認 証 件 数	生 産 者 数	無農薬 無肥料	無農薬 減肥料	減農薬 無肥料	減農薬 減肥料	計
R 6 (比率)	180件	528人	54.2ha (1.6%)	0.1ha (0.0%)	88.5ha (2.7%)	3,158.4ha (95.7%)	3,301.2ha (100.0%)

資料：公益社団法人 秋田県農業公社資料より

### 【参考3】「あきたe c oらいす」の集荷実績

年 産	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
主食用集荷総量(t)	287,105	257,258	253,334	291,011	294,921	281,001	244,835	213,139	222,124
e c oらいす集荷量(t)	73,841	69,756	76,445	79,810	79,656	82,954	74,716	67,787	72,234
e c oらいす割合(%)	25.7	27.1	30.2	27.4	27.0	29.5	30.5	31.8	32.5

【参考4】環境保全型農業直接支払交付金の実績（H27～R6）

年度	1期対策					第2期対策				
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
取組市町村	17	16	16	16	15	13	11	10	9	9
交付金(百万円)	84百万円	97百万円	105百万円	101百万円	97百万円	134百万円	133百万円	134百万円	135百万円	143百万円
交付面積	1,218ha	1,443ha	1,611ha	1,525ha	1,519ha	4,204ha	4,475ha	4,485ha	4,631ha	4,740ha
カバークロープ	362ha	490ha	490ha	544ha	493ha	454ha	370ha	376ha	305ha	314ha
有機農業	602ha	640ha	603ha	500ha	459ha	452ha	440ha	419ha	421ha	391ha
堆肥の施用	237ha	287ha	292ha	254ha	255ha	255ha	246ha	244ha	298ha	315ha
長期中干し						2,497ha	2,783ha	2,586ha	2,791ha	2,665ha
地域特認	17ha	25ha	225ha	227ha	312ha	547ha	636ha	855ha	810ha	1,036ha

## 〔用語解説〕

### あきたe c o らいす

有機JAS米や特別栽培米等、化学農薬（成分回数）を慣行レベルの50%以上削減した環境にやさしい秋田米づくりの総称。

県や農業団体等が一体となり、「あきたe c o らいす」の作付けを推進する取組を行うことにより、環境保全に配慮した新たな「秋田米ブランド」を構築することとしている。

### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

本県で行われている取組としては、有機農業、特別栽培農産物、あきたe c o らいすの取組などが挙げられる。

### 環境保全型農業直接支払交付金

農業者の組織する団体等が、化学肥料・化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援する交付金。全国共通の取組（有機農業等）のほか、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組も国の認定を受けることにより設定可能である。また、有機農業の栽培技術指導等の活動によって増加した新規取組面積に対しても支援する。国1/2、県1/4、市町村1/4の割合で負担する。

### GAP

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）。

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

農業者や産地がGAPを取り入れることにより、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

本県では、民間認証制度のJGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P.及び農業団体で作成した独自のGAPなどが取り組まれている。

### 特別栽培農産物

本県慣行レベルに比べて、化学農薬（節減対象農薬）の使用回数が50%以下及び化学肥料（窒素成分量）が50%以下で栽培された農産物である。本県では、秋田県特別栽培農産物認証要綱等に基づき、県の認可を受けた認証機関が認証業務を行っている。

国のガイドラインや県の規定で特別栽培農産物に添付する表示内容は規定されており、栽培方法に基づく4つの認証区分により表示内容が異なる。(農薬/節減対象農薬不使用・化学肥料不使用、農薬/節減対象農薬不使用・化学肥料5割以上減、節減対象農薬5割以上減・化学肥料不使用、節減対象農薬5割以上減・化学肥料5割以上減)。

### **みどりの食料システム法(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律)**

環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度(みどり認定制度等)を設けることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るもの。

### **みどりの食料システム戦略**

農林水産省が2021年(令和3年)5月に策定した政策方針で、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するとしており、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現、化学農薬の使用量(リスク換算)の50%低減、化学肥料の使用量の30%低減、有機農業の取組面積の割合を25%に拡大するなどの数値目標を設定している。

### **みどり認定(環境負荷低減事業活動実施計画の認定)**

みどりの食料システム法第2条第4項に基づく環境負荷低減事業活動(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動、温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動等)を行おうとする農林漁業者が、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画を作成し、知事の認定を受けることができる制度。この認定を受けることにより、補助金の採択、課税特例(特別償却)、農業改良資金の特例等の支援措置を受けることができる。計画期間は概ね5年とされている。

### **有機JAS**

日本農林規格等に関する法律(以下、JAS法)に基づく、有機農畜産物やその加工食品の日本農林規格のこと。

本規格に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、その結果、認証された事業者のみが有機JASマークを使用することができる。

有機農畜産物の主な基準は、堆肥等による土づくりを行い、播種・植付け前2年以上(多年生作物の場合は収穫前3年以上)及び栽培中に原則として化学的肥料及び農薬を使用しないこと、及び遺伝子組換え種苗を使用しないことである。

なお、有機JASマークがない農畜産物と農畜産物加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことはJAS法で禁止されている。

## 有機農業指導員

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日4環バ第465号）別記1環境負荷低減活動定着サポートの第1の1の（1）のイに、「環境負荷低減に資する専門技術を持つ指導者（以下「専門指導員」という。）の育成」が事業内容として記されており、特に有機農業に関しては「有機農業指導員」として都道府県等が作成する「有機農業指導体制計画」に位置付けるものとされている。秋田県では、令和4年度に同交付金事業を実施した際、有機農業指導体制計画を作成し、研修会及びほ場実地検査等を活用した現場講習の受講をもって各地域振興局の普及指導員を有機農業指導員として育成している。

## 有機農業推進法（有機農業の推進に関する法律）

2006年（平成18年）5月に議員立法により制定された法律で、有機農業を定義するとともに、農業者の有機農業による農産物の生産等への積極的な取組や、消費者が容易に有機農産物を入手できるようにすること、有機農業者と消費者との連携の促進等を基本理念とし、同時に国や地方公共団体の有機農業を推進する責務等を定めている。この法律に基づき策定された「有機農業の推進に関する基本的な方針」は令和2年に改訂され、2030年（令和12年）までの有機農業の目標面積を63,000haと設定している。

## J-クレジット制度

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用のほか、水田の水管理の変更や適切な森林管理による温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として国が認証し、取引を可能とする国内制度で、経済産業省・環境省・農林水産省が運営している。本制度では、排出削減・吸収に資する対象技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等が規定（これを方法論という）されており、農業分野の方法論は、畜産関連の3取組のほか、茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥、バイオ炭の農地施用、水稻栽培における中干し期間の延長の計6取組（2025年9月現在）となっている。農業者は取組事業者を通じて、CO<sub>2</sub>等の排出削減量等に応じたクレジットの販売額を得ることができる。

## SDGs

2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」)。先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成され、それらは、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守るとともに、「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標とされている。

## 【参 考】有機農業とSDGsの関係

(出典：新たな有機農業の推進に関する基本的な方針について（令和2年5月）  
農林水産省生産局農業環境対策課資料より）

SDGsアクションプラン2020（令和元年12月閣議決定）において、有機農業はSDGs実施方針の8つの優先課題のうち、2つに位置づけられている。

### SDGsアクションプラン2020における有機農業の位置づけ

優先課題③【主な取組】：成長市場の創出、地域活性化、科学イノベーション

**農業の成長産業化**

有機農産物安定供給体制の構築

優先課題⑥【主な取組】：生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

**気象変動、生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業の推進**

有機農業・環境保全型農業の拡大

### IFOAM(国際有機農業運動連盟)による有機農業とSDGsの関係

 <p>2 飢餓をゼロに</p>	持続可能な農業システムは持続可能な農業生産を促進する	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	化学肥料・化学農薬の使用削減による水質汚染防止等が人々の健康や福祉につながる
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	化学物質の水路への流出防止につながる	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	有機食品の購入が持続可能な食糧生産への貢献につながる
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	適切な土壌管理が気候変動の抑制につながる	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	生態系の維持・生物多様性に貢献できる